

野球場

消費税の改定に伴い、10月1日から使用料・利用料金が変更になりました。
 使用者・利用者の皆様には、ご負担をおかけしますがよろしくお願ひします。

改定後の単価は、以下のとおりです。

体育施設名	区分				単位	利用料金
小矢部野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	試合	有料の場合	1日	27,010円
					半日	13,530円
				無料の場合	1日	7,820円
					半日	4,400円
		練習			1時間	870円
		児童及び生徒	試合	有料の場合	1日	14,150円
					半日	7,070円
				無料の場合	1日	4,480円
					半日	2,240円
		練習			1時間	490円
	付属施設	放送及びスコアボード			1試合	1,540円
		照明施設	有料の場合	全灯	1時間	6,600円
				2/3灯	1時間	4,400円
			無料の場合	全灯	1時間	3,300円
				2/3灯	1時間	2,200円
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	基本額	1日の税込み入場料の5パーセントに相当する金額(当該金額が106,940円に満たないときは、106,940円とする。)			
付属施設		放送及びスコアボード			3,960円	
		照明施設	全灯	1時間	15,720円	
			2/3灯	1時間	10,480円	

備考

- 1 この表で、有料とは大会又は試合において入場料を徴収する場合をいい、無料とは入場料を徴収しない場合をいう。
- 2 この表で、1日とは午前9時から午後5時までの利用に係るものをいい、半日とは午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの利用に係るものをいう。ただし、陸上競技場における半日とは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後7時までの利用に係るものをいう。

- 3 前項ただし書に規定する午後5時から午後7時までの利用料金は、この表の半日の単位に係る額の2分の1に相当する額とする。
- 4 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額の30パーセント増とする。
- 5 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- 7 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。